

○財務省
環境省告示第一号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十八条第四項の規定に基づき、自主回収の認定を取り消したので、同条第五項において読み替えて準用する同条第二項の規定に基づき、公示する。

令和六年六月十三日

財務大臣 鈴木 俊一
経済産業大臣 齋藤 健

環境大臣 伊藤信太郎

- 一 名称 黄桜株式会社
- 二 住所 京都府京都市伏見区塩屋町二百二十三番地
- 三 当該認定を取り消した特定容器の種類

ガラス	素材	色	容量	重量	用途	形 状
緑色			三〇〇ミリ リットル	二六〇 グラム	清酒用	平成二十年八月 経済産業省告示第二号 環 境 省 図のとおり

- 一 名称 沢の鶴株式会社
- 二 住所 兵庫県神戸市灘区新在家南町五丁目一番二号
- 三 当該認定を取り消した特定容器の種類

ガラス	素材	色	容量	重量	用途	形 状
無色			一四四ミリ リットル	一七五 グラム	清酒用	平成十三年三月 経済産業省告示第一号 環 境 省 図第五のとおり

- 一 名称 日本盛株式会社
- 二 住所 兵庫県西宮市用海町四番五十七号
- 三 当該認定を取り消した特定容器の種類

ガラス	素材	色	容量	重量	用途	形 状
緑色			一八〇ミリ リットル	一九五 グラム	清酒用	平成十五年三月 経済産業省告示第一号 環 境 省 図第二のとおり